

○年少射撃資格の認定の取消し

(第 11 条の 3 第 2 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 4 年 3 月 15 日

処分基準

令和 4 年 3 月 15 日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第 11 条の 3 第 2 項
処分の概要	年少射撃資格の認定の取消し
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 13(年少射撃資格の認定)、第 11 条の 3 第 2 項
処分基準	年少射撃資格者による当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、認定を取り消すものとする。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室